

「さいたま市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（骨子案）」に対する意見募集結果

| 意見番号 | ご意見の概要   | 該当するページ/条項 | 件数 | ご意見に対する市の考え方  | 修正等の対応           |
|------|--|------------|----|---|------------------|
| 1    | 低学年の子どもが一人で入るとなると、知らない大人しかいない中で入るため不安が生じる。<br>思春期の子供の恥ずかしさ等には充分配慮が必要と思う<br>が、小学校低学年の子どもの安全面を考慮すると現実的ではなく、その点を考慮して年齢制限の引き下げを検討して頂きたい。せめて、小学校3年生くらいまでは混浴できるようにして欲しい。 | 1ページ       | 1  | 厚生労働省が定める「公衆浴場における衛生等管理要領」において混浴制限年齢が引き下げられたこと、また、要領改正に先立ち実施された厚生労働科学特別研究事業の意識調査で、成人、子ども、公衆浴場事業者のいずれにおいても、混浴を禁止とすべき（子供においては恥ずかしいと思いはじめた）年齢は6歳～7歳の割合が最も高い割合となったことを踏まえ、同様に「7歳以上」に引き下げるものです。 | 案のとおりとさせていただきます。 |
|      |  |            |    |   |                  |
|      |  |            |    |   |                  |
|      |  |            |    |   |                  |
|      |  |            |    |   |                  |
|      |  |            |    |   |                  |
|      |  |            |    |   |                  |
|      |  |            |    |   |                  |

■ 集計結果

|        |    |
|--------|----|
| 意見提出者数 | 1名 |
| 意見項目数  | 1件 |
| 修正項目数  | 0件 |